

平成31年4月8日  
(2019年)

各位

建設総務課

### 建設工事等における消費税の取扱いについて（お知らせ）

平成31年10月1日に消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の税率が8%から10%に改正されることに伴い、和歌山市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務の入札・契約については次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

#### 1 消費税率の取扱い

平成31年4月1日以降に入札・契約する案件のうち、工事等完成に伴う引渡しは平成31年10月1日以降となる案件については、改正後の税率である10%を適用します。

工事等完成に伴う引渡し	
平成31年9月30日まで	平成31年10月1日以降
8%	10%

なお、10%が適用される案件については、入札公告の「開札の概要」の「金額の記載方法」欄において、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するよう明記していますので、確認の上、入札を行ってください。

#### 2 前金払、中間前金払及び部分払の取扱い

10%が適用される案件においても、平成31年9月30日までに請求を受けた前金払、中間前金払及び部分払については、消費税率の改正による増額分（2%分）は含まないものとします。

#### 3 その他

- 平成31年3月31日までに契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡し予定の案件で、平成31年4月1日以降に行われる設計変更に伴い請負代金額等を増額する場合の当該増額分については10%が適用されます。
- 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に契約を締結し、平成31年9月30日までに引渡し予定の案件で、遅延により引渡しは平成31年10月1日以降になるものについては、請負代金額等の全額に10%が適用されます。

なお、工期等の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合は、工期等の延長の変更契約時に、消費税率の改正による増額分（2%分）について請負代金額等も変更するものとします。